

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 1 3 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成１２年３月町田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項各号列記以外の部分中「平成２７年度から平成２９年度」を「平成３０年度から平成３２年度」に改め、同項第１号中「３２，３００円」を「３万２，７００円」に改め、同項第２号中「４０，４００円」を「４万８００円」に改め、同項第３号中「４８，５００円」を「４万９，０００円」に改め、同項第４号中「５１，７００円」を「５万６００円」に改め、同項第５号中「６４，６００円」を「６万５，４００円」に改め、同項第６号中「７１，１００円」を「７万３００円」に改め、同号ア中「以下」を「租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第３８条第４項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第７号中「８０，８００円」を「８万１００円」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第８号中「９０，５００円」を「９万１，５００円」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第９号中「１０３，４００円」を「１０万４，６００円」に改め、同号イ中「又は第１１号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１０号中「１２９，３００円」を「１１万７，７００円」に改め、同号ア中「８００万円」を「７００万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第１２号イ、第１３号イ又は第１４号イ」に改め、同項第１１号中「１４２，２００円」を「１３万８００円」に改め、同号ア中「８００万円以上１，２００万円」を「７００万円以上９００万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第１３号イ又は第１４号イ」を加え、同項第１２号中「１

５５，２００円」を「１８万３，１００円」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１１号の次に次の３号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 １４万３，８００円

ア 合計所得金額が９００万円以上１，１００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第１４号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 １５万６，９００円

ア 合計所得金額が１，１００万円以上１，３００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 １７万円

ア 合計所得金額が１，３００万円以上１，５００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第９条第２項中「平成２７年度から平成２９年度」を「平成３０年度から平成３２年度」に、「２９，１００円」を「２万９，４００円」に改める。

第１３条第１項本文中「（以下「保険料の納付義務者」という。）」及び「、当該納付金額に」を削り、「当該金額」を「当該保険料の額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に、「ついては」を「ついては、」に改め、同

項ただし書を次のように改める。

ただし、当該保険料の額が2,000円未満であるときは、この限りでない。

第13条第3項中「延滞金」を「第1項の延滞金額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第7条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

3 この条例による改正後の第13条第1項及び第2項の規定は、同条第1項に規定する延滞金額のうち平成30年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

町田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率) 第9条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,700円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万800円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万9,000円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万600円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万5,400円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万300円</u> ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、	(保険料率) 第9条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,300円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,400円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,500円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,700円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,600円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,100円</u> ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ

第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 8万100円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 9万1,500円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 10万4,600円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 11万7,700円

ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 80,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 90,500円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 103,400円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 129,300円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（11） 次のいずれかに該当する者 13万800円

ア 合計所得金額が700万円以上900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（12） 次のいずれかに該当する者 14万3,800円

ア 合計所得金額が900万円以上1,100万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

（13） 次のいずれかに該当する者 15万6,900円

ア 合計所得金額が1,100万円以上1,300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（11） 次のいずれかに該当する者 142,200円

ア 合計所得金額が800万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（１４） 次のいずれかに該当する者 １７万円

ア 合計所得金額が１，３００万円以上１，５００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（１５） 前各号のいずれにも該当しない者 １８万３，１００円

２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万９，４００円とする。

（延滞金）

第１３条 法第１３２条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料の額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）につき年１４．６パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該保険料の額が２，０００円未満であるときは、この限りでない。

２ 前項の延滞金額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

３ 第１項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年

（１２） 前各号のいずれにも該当しない者 １５５，２００円

２ 前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２９，１００円とする。

（延滞金）

第１３条 法第１３２条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年１４．６パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については年７．３パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額の１００円未満の端数はこれを切り捨て、延滞金額が１，０００円未満である場合は、その全額を切り捨てるものとする。

２ 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の

の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の延滞金額を減免することができる。

(過料)

第19条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(過料)

第19条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。